告　示

○政治資金適正化委員会告示第七十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十四年十一月二十八日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
四二八一	二四、一一、九	添田　一機
四二八二	二四、一一、九	南村　博二
四二八三	二四、一一、九	武田　純子
四二八四	二四、一一、九	金　芳行

○法務省告示第四百九十四号

秋田県仙北市役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十四年十二月二十八日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、仙北市役所又は秋田地方法務局大曲支局に照会すること。

平成二十四年十一月二十八日

法務大臣　滝　　実

秋田県仙北郡雲澤村西長野字野田九十番地

畠山傳治郎

○農林水産省告示第二千四百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十一月二十八日

農林水産大臣　郡司　　彰

一　保安林の所在場所　長野県北安曇郡小谷村大字中土字高地一六〇六から一六〇八まで、一六〇九の一、一六〇七〇、一六〇七一の一、一六〇七八の二、一六一一の一、字十二　一六〇四四から一六〇四六まで、一六〇四七のイ、一六〇四八の一、一六〇五〇の一、字十二ハバ一六一一二の一、一六一一三の一、一六一一四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び小谷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十一月二十八日

農林水産大臣　郡司　　彰

一　保安林の所在場所　長野県長野市鬼無里字笹口三三六六の一、三三六七の二、三三七一、三三七七の四、三三七八、三三七九、三三八六の二、三三八六の四、三四二九の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十一月二十八日

農林水産大臣　郡司　　彰

一　保安林の所在場所　長野県長野市鬼無里字峯四三六八のテ、四三六八のア、四三六八のサ、四三六八のキ、四三七〇のハ

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十一月二十八日

農林水産大臣　郡司　　彰

一　保安林の所在場所　長野県飯田市千代二八四四の乙のモ

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十一月二十八日

農林水産大臣　郡司　　彰

一　保安林の所在場所　長野県長野市戸隠字勝負平八六二のイ、八六三から八六八まで、大岡乙三四一〇、三四一一、三四六四から三四七五まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十一月二十八日

農林水産大臣　郡司　　彰

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡辰野町大字平出三九一の四〇、三九一の四二、三九一の六〇、五五一、六一〇の一、六一〇の二、六一八から六二〇まで、六二三から六二五まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字平出六一〇の一、六一〇の二、六一八、六二〇

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び辰野町役場に備え置いて縦覧に供する。）